

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	2,900	市町村等への補助金の交付
合計	2,900	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「ぎふ農業・農村基本計画『Ⅳ 地域資源を活かした農村づくり』」
2 農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策

(2) 国・他県の状況

国では、令和7年度までに農用地域において、4.5万haの荒廃農地の再生を目標としている。

(3) 後年度の財政負担

「ぎふ農業・農村基本計画」の目標年次（令和7年度）まで継続実施

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体（交付対象者）は、農業者、法人及び集落営農組織等。荒廃農地の解消のみならず、営農定着までを要件とするため、事業主体は農業の担い手とする。なお、交付については、市町村を通じる。

県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	荒廃農地等利活用促進事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村（農業者、農業者等の組織する団体、等）
補助事業の概要	<p>（目的）耕作放棄地を農地へ復旧し営農再開するには、多大な労力と費用を要し、多様な条件を整備した後、担い手に農地の集積・集約を行う必要がある。</p> <p>（内容）耕作放棄地の営農再開に至る条件整備に要する必要な支援を行う。</p>
補助率・補助単価等	<p>定額・定率・その他（例：人件費相当額）</p> <p>（内容）</p> <p>上限：予算の範囲内において 1,000 千円以内／1 交付対象者</p> <p>（1）不作付け解消活動タイプ</p> <p>補助率：深耕・整地、障害物除去の作業（10 千円／10a 又は 1／4 以内のうちいずれか低い方）</p> <p>土壌改良資材等の投入作業（12.5 千円／10a 又は 1／4 以内のうちいずれか低い方）</p> <p>（2）再生利用活動タイプ</p> <p>補助率：再生作業（25 千円／10a 又は 1／4 以内のうちいずれか低い方）</p> <p>土壌改良作業（12.5 千円／10a 又は 1／4 以内のうちいずれか低い方）</p>
補助効果	農地への再生が図られる
終期の設定	<p>終期令和 7 年度</p> <p>（理由）ぎふ農業・農村基本計画の終期のため</p>

（事業目標）

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>県内における食糧供給の観点から、農地の維持管理は今後も持続的に取り組む課題であり、引続き、県内の耕作放棄地解消累積面積の増加を図る。</p>
--

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R元年度末)	目標 (R7年度末)	目標 (終期)
遊休農地面積 (ha/年)	716ha	710ha	710ha

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	千円	千円	700 千円	(予算額) 3,500 千円	(要求額) 3,100 千円
指標①目標			716ha	ha	710ha
指標①実績			716ha	(推計値)	(推計値) 710ha
指標①達成率	%	%	100%	(推計値) %	(推計値) 100%

(前年度の成果)

令和元年度までの累計耕作放棄地の解消面積 461ha

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

岐阜県における耕作放棄地の面積は、農林業センサスによれば 2010 年から 2015 の 5 年間に 816ha の増加となっているが、農家の高齢化、減少が進む中で引き続き耕作放棄地の拡大が懸念されている。耕作放棄地の再生について地域の理解を得ながら、農地が持つ県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、多面的機能を保持していく必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) ○ 県内の農村地域では農業従事者の高齢化や減少による労働力不足、鳥獣による作物被害により、耕作放棄地の面積が 2010 年の世界農林業センサスでは 5,490ha であったのに対し、2015 年農林業センサスでは 6,316ha と 5 年で 826ha 増加している。耕作放棄地を再生し、農地を良好な状態で維持・保全することは、食料自給率の向上のほか、県土の保全にとって必要性の高い事業といえる。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 耕作放棄地の再生は、地域の方々の理解得て地域で推進していく必要があり、県、市町村、農業者等が一体となり耕作放棄地の再生を図る農地イキイキ再生の取組は、効果的な取組となっている。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) ○ 農地イキイキ再生の取組については、市町村、農業者の意見を聞きながら PR 効果の高い地域において実施している。

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

耕作放棄地の発生抑制や解消は、地域住民と農地所有者の意識醸成が重要で、農地イキイキ再生活動の継続実施は必要不可欠である。この取組を進めながら補助事業を活用することで、耕作放棄地の再生から営農定着までの一貫した支援を実施することが事業効果を高めるため、今後の事業実施状況を鑑みて終期を判断することが適当。